

## 蜜蜂を飼育されている皆様へ

蜜蜂は、家畜伝染病予防法で「家畜」に指定されています。

飼育者は、日頃から蜂群の管理をこまめに行い、蜂群を健康に保ち、特に次の伝染病の発生予防及びまん延防止に努めてください。

また、蜂群の観察を徹底し、蜜蜂が伝染病に感染した疑いがある場合は、速やかに当所まで御連絡ください。

種類	疾病名	原因	特徴
家畜伝染病	腐 蛆 病	細菌	蜂児（蛹、幼虫）を侵す細菌感染症で、アメリカ腐蛆病、ヨーロッパ腐蛆病の 2 種類があります。蜂児が死亡し腐りま す。独特の強い臭いを発することもあります。
届出伝染病	バロア病	ダニ	ダニの吸血により、蜂児が死んだり、羽根が縮れる等の奇 形蜂が発生します。
	チョーク病	カビ	感染死した蜂児が白色～黒褐色ミイラ化します。
	ノゼマ病	原虫	原虫が成虫の消化管で増殖し、腹部膨満、飛翔不能となる ことがあります。
	アカリングア症	ダニ	ダニが成虫の気管に寄生し、重度に感染すると飛翔不能や 越冬期の蜂数の激減がみられる場合があります。

## 家畜伝染病「腐蛆病」について

「腐蛆病」は、家畜伝染病予防法で「家畜伝染病（法定伝染病）」に指定されています。

蜜蜂が本病に罹患すると、飼育している蜂群に大きな被害が生じるだけでなく、他の蜂群に感染を拡げ、他の飼育者にも被害を与えてしまう可能性があります。本病を発生させないためには、日頃から衛生的な飼育管理をこまめに行い、蜂群を健康に保つことが大切です。

なお、本病は日本各地で毎年発生していることから、発生を早期に発見するために、家畜保健衛生所が家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査を行っています。不明な点等あれば、当所まで御連絡ください。

### 神奈川県県央家畜保健衛生所

本所 〒243 - 0417 海老名市本郷 3 6 5 8  
電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124  
東部出張所 〒226 - 0015 横浜市緑区三保町 2 0 7 6  
電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432